

議案第30号

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の5中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第14条の5の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第18条第1項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の守口市国民健康保険条例の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。